

令和6年度法制度に関するワーキングチームの検討の経過等について

令和7年2月28日
法制度に関するワーキングチーム

1. はじめに

第24期文化審議会著作権分科会及び第24期文化審議会著作権分科会政策小委員会の決定を受け、著作権分科会政策小委員会法制度に関するワーキングチーム（以下「本ワーキングチーム」という。）において、以下の課題について検討等を行った。

- AIと著作権制度に関することについて
- 著作権侵害の国外犯処罰の執行の在り方について

その検討の経過等は、2.の記載のとおりであり、今年度、結論が得られていない課題については、来年度以降も引き続き検討を行うこととする。

2. 課題の検討状況について

● AIと著作権制度に関することについて

AIと著作権との関係については、クリエイターやAI開発事業者等の懸念の声を受け、第23期文化審議会著作権分科会法制度小委員会において議論を行い、令和6年3月15日に「AIと著作権に関する考え方について」（以下「考え方」という。）を取りまとめたところである。

考え方においては、今後、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AIやこれに関連する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等が予想されることから、これらを踏まえて、引き続き必要な検討を行っていくとされており、また、知的財産推進計画2024においても、「生成AIにおける俳優や声優等の肖像や声等の利用・生成に関し、不正競争防止法との関係について、考え方の整理を行い、必要に応じ、見直しの検討を行う。また、他人の肖像や声等の利用・生成に関し、その他の関連法についても、法的考え方の整理を行う。」とされたところである。そこで、本ワーキングチームにおいて、生成AIをめぐる最新の状況として、文化庁の文化芸術活動に関する法律相談窓口に寄せられたAIに関連する主な相談内容の概略を紹介し、現状の生成AIに対する各国の対応や動向を共有するとともに、生成AIによる声優を模した声の生成・利用と著作権との関係について議論を行った。

生成AIによる声優を模した声の生成・利用と著作権との関係については、実演の録音そのものではないものの、特定の声優に似せた声をAIで生成し、既存の楽曲を歌わせる等した音源や動画に、当該声優が演じるキャラクターのイラスト等が使用されている場合、イラスト等の著作権者が権利を行使できる可能性がある一方、著作権法は声その

ものを保護しているわけではなく、声そのものに著作権法上の権利は及ばないことを確認した。なお、生成AIによる声優を模した声の生成・利用時に保護すべきものを鑑みた時にパブリシティ権や一般不法行為による保護の可能性があり得ること、知的財産推進計画2024で例示された他の法律による規律における対応もあり得るとの意見があった。

次期以降についても、引き続き諸外国における検討状況を含む関連の動向を注視しつつ、必要に応じて検討を行うことが期待される。

● 著作権侵害の国外犯処罰の執行の在り方について

(1) 著作権侵害の国外犯処罰の執行の在り方について

インターネット上の海賊版の被害は深刻化しており、特に近年では、海外での侵害行為による被害も深刻である。一般的に、著作権侵害が行われた場合に、「日本国内において罪を犯した」と評価できるときは、日本の著作権法に基づき刑事処罰をし得ると考えられるが、「日本国内において罪を犯した」と評価できる場合以外にも日本の著作権法に基づき刑事処罰を行うこと（いわゆる国外犯処罰）を求める声がある。

文化庁において、令和5年度に主要国を対象に行った「諸外国における著作権侵害の国外犯処罰について」の調査では、令和5年11月時点において、国外における著作権侵害に対する当該国の著作権法（刑事罰含む）適用に関する規定を設けている国は存在しなかった。

本ワーキングチームにおいては、この点を踏まえ、国外犯処罰の在り方について、国外犯処罰を行うことの合理性、諸外国の法制における状況等を踏まえた方向性等について議論を行った。

この議論において、海外に拠点を置く海賊版サイト等であっても、国外犯としてよりもむしろ国内犯として捉えることができるものもあり、国内犯の処罰規定の活用も検討すべきなどの意見が交わされた。また、国内犯の処罰規定が適用される場合における、その処罰の実行性の確保がより重要であるという課題意識が共有された。

(2) 海外における権利執行の課題について

出版物の海賊版被害に対しては、出版権者による権利執行に当たり、出版権者が出版権を有していることの証明が必要となるが、この証明に関して、出版権登録に当たり、著作者や複製権等保有者の氏名（実名）や住所が公表されてしまうことや、登録を行った場合でも、権利行使に当たり海外当局に登録事項記載書類を提出したときは、氏名（実名）や住所も含め紛争相手方に提供される可能性があること、海外当局に対し、当該文書及び翻訳文の正確性等の説明等を行う出版権者の負担が大きいことなどが課題として挙げられていた。

そこで、(1)に関連し、現状の出版権登録制度のうち、登録事項記載書類におけるプライバシーに関する情報の取扱や、登録事項記載書類の在り方について議論を行った。

このうち、登録事項記載書類におけるプライバシーに関する情報の取扱いについては、他の制度による例も参考として、登録は実名（本名）及び実際の住所により行うこととしつつ、実名や実際の住所が明らかにされることにより、社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合等に該当するときは、その者からの申出により、「公示用氏名」及び「公示用住所」を記載する措置を講ずることについて検討を行った。また、登録事項記載書類の在り方については、英文での証明書を発行する他の例も参考としつつ、現行の和文によるものに加え、申請者の求めに応じて一定の事項を英文で記載した登録事項記載書類を発行することについて検討を行った。

これらの措置については、まずは（１）に関連し、対応の必要性が高いと考えられる著作権登録について実現に向けて所要の措置を講じつつ、著作権登録以外の権利変動を伴う登録についても、文化庁において、当該措置を設けることに対するニーズや当該措置の運用に伴うコスト等を検討し、対応の必要性の程度に応じて同様の措置を適用していくことが期待される。

3. 開催状況

第1回 令和6年7月10日（水）

- （1）各政府方針における著作権関係の記載について（報告）
- （2）本ワーキングチームにおける検討事項等について

第2回 令和6年12月24日（火）

- （1）海外における権利執行の課題について
- （2）生成A I をめぐる最新の状況について

第3回 令和7年2月21日（金）

- （1）海外における権利執行の課題について
- （2）令和6年度法制度に関するワーキングチームの検討の経過等について

4. 委員名簿

あそ う つかさ
麻生 典 九州大学大学院芸術工学研究院准教授

さわだ まさし
澤田 将史 弁護士

しまなみ りょう
島 並 良 神戸大学大学院法学研究科教授

すいづ たろう
水津 太郎 東京大学大学院法学政治学研究科教授

○ なかがわ たつ や
中川 達也 弁護士

ふくい けんさく
福井 健 策 弁護士

よしだ えつ こ
吉田 悦 子 大阪工業大学知的財産学部准教授

◎ わせだ ゆみ こ
早稲田 祐美子 弁護士

※◎は座長、○は座長代理

(以上 8名)